

令和7年度 東京都の農業支援策

東京都では、農業経営に意欲的に取り組まれている農業者の方を支援するため、様々な施策を実施しております。

本パンフレットでは、農業者の皆様にご活用いただける補助事業等を掲載しておりますので、是非ご活用ください。



貸借したい
農地を
①

②
③
④
⑤
⑥
⑦
機械や施設を
整備したい

⑧
⑨
⑩
⑪
⑫
⑬
⑭
⑮
⑯
⑰
経営を
安定させたい



農地を貸借したい！

① 長期の貸し付けを奨励します

事業名 農地長期貸借促進奨励事業

事業内容 都内の優良農地を保全するとともに、新規就農者や経営規模拡大志向農家等担い手が安心して営農できるよう、借り手へ 10 年以上の農地の賃借権等を設定した場合、貸し手に対して奨励金を交付します。

対象者 ※都内に農地を所有し、以下のいずれかに該当する方

- ①都市農地貸借円滑化法第 4 条に基づく新規の賃貸借契約（貸借期間 10 年以上）を締結した生産緑地の貸付人
 - ②農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく新規の賃借権等を設定（貸借期間 10 年以上）した農地の貸付人
- ※農地の借り手や交付対象に一定の要件があります。

奨励金単価 (1,000 m²あたり)

- 生産緑地：120 万円
- 市街化区域外農地 農業振興地域内農用地：40 万円 左記以外：20 万円

お問合せ先 一般社団法人東京都農業会議 TEL：03-3370-7146

詳細は東京都農業会議
ホームページを
ご参照ください。



新たに農業を
始めたい
⑮
⑯
⑰
⑱
⑲
⑳

販売力を
強化したい
⑳
㉑
㉒

安全・安心の
農業をしたい
㉓
㉔
㉕
㉖
㉗



東京都産業労働局



機械・施設・農地を整備したい！



② 都市的地域の農業振興を支援します

事業名 東京農業経営強靱化事業

市街化 区域	市街化 調整区域 (山村除く)	山村地域	島しょ 地域	農業振興 地域内他
○	○	—	—	○ 島しょ除く

事業内容 東京農業をけん引する認定農業者等の意欲ある経営体に対して、生産性の高い農業を展開するための施設整備や農業機械の導入を支援し、東京農業を魅力ある産業に育成する。

対象者 都市的地域の区市町、J A等、認定農業者、認定新規就農者等

補助対象経費 農業生産振興、流通販売促進施設等の施設整備費等

補助率 原則として 1/2 以内 **補助上限** 原則として 50,000 千円

補助金の流れ 区市町経由

お問合せ先 産業労働局農林水産部農業振興課農業振興担当 TEL：03-5000-7189

詳細は**東京都産業労働局**
ホームページを
ご参照ください。



③ 山村、島しょ地域の農業振興を支援します

事業名 東京都山村・離島振興施設整備事業

市街化 区域	市街化 調整区域 (山村除く)	山村地域	島しょ 地域	農業振興 地域内他
—	—	○	○	○ 調整区域除く

事業内容 農業生産及び流通に必要な施設等の整備を通じて、山村、島しょ地域の農業の振興を図る。

対象者 山村・離島の市町村、J A等、営農集団等

補助対象経費 農業生産振興、流通販売促進施設等の施設整備費等

補助率 3/4 以内

補助上限 原則として 37,500 千円

補助金の流れ 市町村経由

お問合せ先 産業労働局農林水産部農業振興課農業振興担当 TEL：03-5000-7189

詳細は**東京都産業労働局**
ホームページを
ご参照ください。



④ 規模拡大を図り雇用を増やしたい法人の方

事業名 雇用就農推進施設等整備事業

市街化 区域	市街化 調整区域 (山村除く)	山村地域	島しょ 地域	農業振興 地域内他
—	—	—	—	○

事業内容 都内の農業振興地域または地域計画策定区域において、新たに農地を借りる等して人材を雇用する法人等を対象に、雇用就農による農業経営を展開するための施設整備等に要する経費を助成。

対象者 規模拡大を図る法人、法人との連携を図る市町村

補助対象経費 計画策定、基盤整備、施設整備、機器導入に要する経費

補助率 4/5 以内 **補助上限** 800,000 千円 **補助金の流れ** 市町村経由

お問合せ先 産業労働局農林水産部農業振興課農業振興担当 TEL：03-5000-7189

詳細は**東京都産業労働局**
ホームページを
ご参照ください。



⑤ スマート農業に取り組みたい方

事業名 東京型スマート農業実装化促進事業

事業内容 これまでの研究成果と共に、専門家や民間企業のノウハウを活用し、東京型スマート農業の迅速な現地実装、現場の課題解決を進めていく。

対象者 原則として認定農業者または認定新規就農者、特例として GAP 認証者または東京都エコ農産物認証生産者

補助対象経費 農業のスマート化につながる機器類（ハウス等の整備は除く）

補助率 2/3 以内 **補助上限** 3,333 千円 **補助金の流れ** J A東京中央会経由

お問合せ先 J A東京中央会 都市農業支援部 TEL：042-528-1371

詳細は**J A東京中央会**
ホームページを
ご参照ください。



⑥ 農地を増やし、残したい方

事業名 未来に残す東京の農地プロジェクト

事業内容 ・宅地等から農地を創出する取組や、遊休農地や低利用農地等を再生する取組みを支援します。
・防災用農業用井戸や農薬飛散防止施設、簡易直売所等の整備を支援し、農地の多面的機能の強化を図ります。

支援型	主な補助対象者	補助対象	補助率（都）
①農地再生型	創出予定地を所有する農業者及び農地所有適格法人、区市町村	現況非農地から農地創出する取組みを支援する。	2/3 以内
②農地再生型	農業者 認定新規就農者	貸借や購入等した遊休農地や条件が悪く貸借が進まない農地を再生利用するための整備、また後継者の就農に伴う作目転換を促進するための整備を支援する。	2/3 以内 認定新規就農者 3/4以内
③生活環境型	保全農地を所有する農業者、区市町村	農薬飛散防止施設、農地からの土壌流出等を防止する施設、簡易直売所、市民農園などの施設整備を支援する。	3/4 以内 ※一案件の補助対象経費が500 千円以上であること。
④防災安全型	保全農地を所有する農業者など	防災兼用農業用井戸などの農地が持つ防災機能を向上するための施設整備を支援する。	3/4 以内 ※一案件の補助対象経費が500 千円以上であること。

お問合せ先 お住まいの自治体にお問い合わせください。
担当：産業労働局農林水産部農業振興課土地改良計画担当
TEL：03-5000-7192

詳細は東京都産業労働局
ホームページを
ご参照ください。



⑦ 東京産農産物を学校給食に出荷する方

事業名 東京産農産物の学校給食活用促進事業 (学校給食に取り組む農業者への農業機械導入支援)

事業内容 東京産農産物の学校給食への出荷拡大にあたって、省力化に必要な出荷用機械の購入経費の一部を補助します。
対象者 学校給食向けに東京産農産物を継続的に出荷しており、出荷品目の拡大又は出荷量の増大を計画する農業者
補助対象経費 出荷用機械（皮むき機、洗浄機など）の購入経費
補助率 2/3 以内（エコ農産物の出荷に必要な機械を導入する場合は補助率 3/4 以内）
補助上限 90 万円
お問合せ先 産業労働局農林水産部食料安全課食材流通促進担当 TEL：03-5000-7212
産業労働局農業振興事務所振興課 TEL：042-548-4867

詳細は東京都産業労働局
ホームページを
ご参照ください。



経営を安定させたい！



⑧ 農業のセーフティネットを整えたい方

事業名 収入保険加入推進支援事業

事業内容 農業経営を取り巻くリスクが多様化かつ深刻化する状況を踏まえ、農業経営のセーフティネットである収入保険への加入をより一層推し進めるため、農業者の初年度負担額の一部を助成します。
対象者 都内に住所を有し、新たに収入保険に加入する個人または法人
補助対象経費 収入保険に加入した初年度の被保険者が負担する掛け捨て保険料
補助率 1/2 以内
お問合せ先 東京都農業共済組合 TEL：042-381-7111

詳細は東京都農業共済組合
ホームページを
ご参照ください。



9 農業体験農園を開設したい方

事業名 農業体験農園の開設支援事業

- 事業内容** 農家開設型の体験農園の設置が少ない地域への開設を目的に、都内の農業者、区市町村等に対し、体験農園に関する普及啓発、設置を希望する農業者等への相談・講師派遣を行うことで、体験農園の開設を促進します。
- 対象者** 都内農業者、都内自治体等
- 体験農園に関する情報発信** HP、動画、パンフレット等による農家開設型の農業体験農園の特徴、設置に関連する各種制度の紹介、関連する都事業等の紹介の実施
- 開設支援** (1) 農業体験農園の開設に向けた講座や相談会の実施
(2) 希望者に対し、講師派遣による相談業務や現地指導を実施
- お問合せ先** 一般社団法人東京都農業会議 TEL : 03-3370-7145

詳細は東京都農業会議
ホームページを
ご参照ください。



10 ボランティアを活用したい方

事業名 東京広域援農ボランティア事業

- 事業内容** 人手不足の農業者と、援農活動を希望するボランティアを専用 Web サイトでマッチングし、農業者には労働力を、ボランティアには農的体験の機会を提供します。
- 対象者** ①都内の農地にて農業を営む農業者
②スマートフォン、パソコン等から専用 Web サイトにログインし、募集情報の掲載、応募者の管理ができること
- お問合せ先** 専用 Web サイト「とうきょう援農ボランティア」農家登録フォームより必要事項を入力、申込み
<https://www.agrivolunteer-tokyo.jp/farmer/form/add>
- お問合せ先** 公益財団法人東京都農林水産振興財団 農業支援課
TEL : 042-528-1357 Mail : supporter@tdfaff.com

詳細は「とうきょう援農ボランティア」
Web サイトをご参照ください。



11 農家の子育てを応援します

事業名 農業者出産・育児期支援事業

- 事業内容** 農業者等が出産・育児等により就業困難になる、あるいは働き続けながら子の養育を行う際に、代替人材の確保に必要な経費の一部を補助します。
- 対象者** 都内認定農業者、認定新規就農者等、家族経営協定を締結して経営上役割を持っている農業者
- 補助対象経費** 休業期間中に必要となる業務を代替する人員を雇用する経費
- 補助率** 2分の1以内
- 補助上限** 1回の出産につき100万円
- お問合せ先** 公益財団法人東京都農林水産振興財団 農業支援課
TEL : 042-528-1357

詳細は
東京都農林水産振興財団ホームページを
ご参照ください。



12 法人化を考えている方

事業名 企業参入等経営相談事業

- 事業内容** 都内での農業参入を希望する企業等法人や、法人化しようとする農業経営体などに対する相談窓口を設置し、法人化や経営継承、経営改善等のための、法律相談、税務相談などの農業経営相談を受け付けます。
- 対象者** 都内に農地の権利を有する農業者・法人 ほか
- 相談料** 無料（対応時間）・電話相談・オンライン相談月～土曜日 9時～17時 ※日曜、祝日及び年末年始(12/29～1/3は休み)
- 支援内容** ●1回の相談時間は、120分を限度とします。
●1経営体あたり2相談事項まで。各項目について各々3回を限度とします。
法人関係の相談の場合は、回数制限はありません。
- 相談窓口** 一般社団法人東京都農業会議 TEL : 03-3370-7146

詳細は東京都農業会議
ホームページを
ご参照ください。



13 雇用を増やしたい方

事業名 雇用就農推進事業

事業内容 都内で新たに農業参入又は規模拡大により新たな人材を雇用した方に対し、雇用就農者の研修に要する経費の一部を助成します。

対象者 都内で新たに農業参入し雇用就農者を雇用又は規模拡大により雇用就農を拡大し、雇用就農資金（国庫事業）の承認を受けた農業経営体（対象となる雇用就農者は、令和5年度以降に新たに雇用就農資金の交付対象者となった者）

補助対象経費 新規雇用就農者への研修に要する経費 **補助率** 10分の10以内

補助上限 雇用就農資金（国庫事業）の交付開始1年目60万円、同2年目40万円、同3年目20万円

お問合せ先 一般社団法人東京都農業会議 TEL：03-3370-7146

14 トウキョウ X 一緒に増やしませんか

事業名 TOKYO X ブランド強化支援

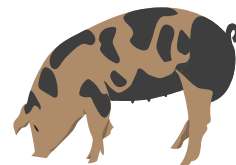
事業内容 トウキョウ X のブランド力の更なる強化、販売力の向上を図るとともに生産基盤強化を進めるため、生産拡大に向けた経費の一部を補助します。①生産者ブランド確立への取組支援、②種豚導入費の補助、③オールアウト費の補助、④お試し肥育支援

対象者 生産者団体

補助対象経費 ①販売・PRのための販売促進費・出荷調整費、②種豚導入費、③種豚導入時の畜舎衛生管理費
④初めて飼養繁殖して生まれた子豚の育成・肥育に係る指定飼料代

補助率 ①4/5以内、②既存農家2/3以内・新規農家4/5以内、③10/10以内、④4/5以内

お問合せ先 産業労働局農業振興事務所振興課 TEL：042-548-4868



15 酪農ヘルパーの利用と機械の導入をする方

事業名 畜産経営基盤強化支援事業

事業内容 都市畜産を継続していく上で、省力化の推進による労働負担の軽減、畜産環境の整備及び経営の持続性確保は喫緊の課題となっているため、以下の補助事業を実施します。

事業項目	事業内容	補助対象者	補助対象経費	補助率（都）	補助金の流れ
①酪農省力化推進補助	酪農ヘルパー制度を活用した労働省力化推進のため、酪農ヘルパー利用料金の一部を補助する	都内に居住しておりかつ、家畜の飼養場所及び事業実施場所が都内にある者	酪農ヘルパー利用料金	1/3 以内	事業実施主体経由
②東京畜産リース事業	畜産経営の継続性を確保するため、リース事業を活用し、生産性向上、省力化、畜産環境整備に関わる施設等の導入に係る経費を補助する	都内に居住しておりかつ、家畜の飼養場所及び事業実施場所が都内にある者	機械装置等及び機械装置等を使用するときに必要な簡便な設備等の貸付契約に要する費用	2/3 以内	事業実施主体経由

お問合せ先 <酪農省力化推進補助> 産業労働局農林水産部農業振興課畜産振興担当 TEL：03-5000-7191
<東京畜産リース事業> 産業労働局農業振興事務所振興課 TEL：042-548-4868

16 飼料の購入をしている方

事業名 配合飼料価格高騰緊急対策事業

事業内容 飼料等の価格上昇により影響を受ける畜産農家の負担を減らすため、国が飼料価格高騰対策として実施する“配合飼料価格安定制度”で畜産農家が負担する積立金の補助を実施します。

対象者 令和7年4月1日現在、配合飼料価格安定制度に加入している東京都内在住で、東京都とその隣接県内に飼育所を有する畜産経営者

補助対象経費 配合飼料価格安定制度にて負担している積立金 **補助率** 4/5以内

お問合せ先 産業労働局農林水産部農業振興課畜産振興担当 TEL：03-5000-7191

詳細は東京都産業労働局
ホームページを
ご参照ください。



17 粗飼料の国産化を進めたい方

事業名 国産粗飼料流通円滑化支援事業

事業内容 粗飼料等の価格上昇により影響を受ける都内酪農家の負担を軽減し、酪農経営の持続可能性を高めていくために、国産粗飼料の円滑化に関する事業を実施する団体に対して補助を行います。

対象者 農業団体等

補助対象経費 国産粗飼料の購入及び輸送に係る経費、自給粗飼料を作付けする際の種子購入費、本事業で導入した国産粗飼料の成分分析に係る経費等

補助率 4/5 以内

補助金の流れ 事業実施主体へ交付

お問合せ先 産業労働局農林水産部農業振興課畜産振興担当 TEL : 03-5000-7191

詳細は東京都産業労働局
ホームページを
ご参照ください。



新しく農業を始めたい！



18 なりたて農家の方

事業名 新規就農者育成総合対策

事業内容 次世代を担う農業者となることを志向し、新たに経営を開始する者（経営開始3年目まで）に、資金を交付します。また、就農のために移住した方に移住支援金を交付します。

対象者 ①経営開始資金：「地域計画（目標地図）」に位置づけられている又は農地中間管理機構から農地を借り受けている者
②都市地域農業経営開始資金：所有権又は利用権を有している農地が市街化区域内農地のみである者
③新規就農者移住支援：農外から新規就農するために移住した者及び就農のための研修を受けるために移住し新規就農した者（経営開始資金、都市地域農業経営開始資金、新規就農者移住支援共通）

主な交付要件 ①独立・自営就農就時の年齢が50歳未満であること ②認定新規就農者であること ③前年の世帯全体の所得600万円以下であること（世帯全体とは、本人及び同居又は生計を一にする別居の配偶者、子及び父母）

補助率 定額

補助上限 経営開始資金、都市地域農業経営開始資金：年間最大150万円、最長3年間
新規就農者移住支援：単身で移住した者30万円、世帯で移住した者50万円（移住先が島しょの場合は1.5倍）

お問合せ先 産業労働局農林水産部農業振興課普及担当 TEL : 03-5000-7185

19 農業技術を学びたい方

事業名 担い手確保育成及び女性就農支援事業

事業内容 指導農業士を講師とする4種類の研修を実施し、就農促進や就農後の定着支援を図っています。

研修名	対象者	研修内容
農業体験研修 (5日以内)	●都内で新規参入就農を希望の方	農作業体験を通じて農業経営の適性等を確認する (野菜の収穫、収穫調整など)
雇用就農研修 (5～10日程度)	●都内農業法人への就職を希望する方等	農作業体験を通じて農業就職の適応性を判断したり、 就職後のイメージを膨らませる
農業技術研修 (20日程度)	●都内での就農準備中の方 ●就農後おおむね5年以内の農業者	農家として一連の流れを学ぶ (栽培管理技術、出荷調整技術、販売方法など)
営農力育成研修 (60日程度)	●都内の農地を継承された方 ●働きながら就農に向けて学びたい方	経営に必要な知識や栽培技術を習得する 特定の品目に特化し、播種から収穫まで継続的に扱う

お問合せ先 公益財団法人東京都農林水産振興財団 農業支援課
TEL : 042-528-1357

詳細は
東京都農林水産振興財団ホームページを
ご参照ください。



20 就農初期段階の方

事業名 新規就農者初期投資支援事業

- 事業内容** 農業施設の設置や農業機械の購入等、就農初期段階において必要な経費への助成を行い、農業経営の早期安定化を図ることで新規就農者の定着につなげ、東京における農業の担い手の確保に寄与。
- 対象者** 認定新規就農者、農業研修を修了する等により栽培技術を有する者、親元就農者、就農して概ね5年以内の者
- 補助対象経費** ハウスの新設、中古ハウスの修繕、農業用機械等
- 補助率** 3/4 以内 **補助上限** 3,750 千円
- 補助金の流れ** J A 東京中央会経由
- お問合せ先** J A 東京中央会 都市農業支援部 TEL : 042-528-1371

詳細は J A 東京中央会
ホームページを
ご参照ください。



販売力を強化したい！



21 ブランド化と高値販売にチャレンジしたい方

事業名 チャレンジ農業支援事業

- 事業内容** 経営改善にチャレンジする意欲ある農業者等に対して、新たな取組を支援するため、ブランディングや経営分析などの専門家を派遣し、農業経営の多角化・改善に向けた取組への助成を一体的に行います。販路開拓を支援する販路開拓ナビゲータを派遣し、最適な販売先を見つけて、売り込みも支援します。
- 対象者** (1) 都内で農業を営む農業者（就農が確実な者も含む） (2) 都内で農業を営む農業者が構成するグループや団体
- 支援内容** (1) 経営上の課題等の相談
(2) 課題に応じた専門家の派遣、認定農業者等による先進的で計画的な取組については複数の専門家によるプロジェクトチームにより支援
(3) 販路開拓ナビゲータの派遣 (4) 助成金による支援（専門家のアドバイスに基づく農業経営の多角化・改善に向けた支援）
- 補助対象経費** 都内産農産物の販売促進（PR 用チラシ、看板等デザイン費、HP 製作費等）、農産物の商品開発（農産物加工品の開発・製造に必要な経費等）
- 補助率** 2/3 以内 **補助対象事業費** 1件あたり 30 万円～ 500 万円
- お問合せ先** 公益財団法人東京都農林水産振興財団 チャレンジ農業支援センター
TEL : 042-524-3191

詳細は
「チャレンジ農業支援センター」
Web サイトをご参照ください。



22 生産・出荷・販売の競争力を強化したい方

事業名 農園芸作物の生産販売力強化支援事業

- 事業内容** 共撰共販を始め、生産、輸送の共同化、販売、農産品のPR等を共同又は、協力して行っている地域や団体に対して、生産・出荷・販売力の強化のための新たな取組に対して支援します。（施設整備は対象外）
- 対象者** 都内の生産者団体、区市町村 **補助率** 1/2 以内（山村地域・島しょ地域は 2/3 以内）
- 補助対象事業費** 1件あたり 30 万円～ 200 万円 **お問合せ先** 産業労働局農林水産部農業振興課園芸緑化担当 TEL : 03-5000-7190



安全・安心の農業を実践したい！



23 環境に配慮した農業への転換に必要な農業資材を導入したい方

事業名 環境配慮型農業への転換促進緊急対策事業

- 事業内容** 農業由来の廃棄物減量や農薬使用量の削減につながる環境配慮型農業への転換に向けた取組を支援し、農業経営の継続と環境保全を図る。
- 対象者** 原則として認定農業者または認定新規就農者、特例として GAP 認証者または東京都エコ農産物認証生産者
- 補助対象経費** 長期展張フィルムへの張替え、生分解性マルチフィルム及びポット、赤色防虫ネット
- 補助率** 1/2 以内 **補助上限** 1,000 千円
- 補助金の流れ** J A 東京中央会経由
- お問合せ先** J A 東京中央会 都市農業支援部 TEL : 042-528-1371

詳細は
J A 東京中央会ホームページを
ご参照ください。



24 畑を中型獣から守りたい方

事業名 農作物獣害防止対策事業（農作物獣害防止地域リーダー養成講座・サポーター養成講座）

事業内容 中型野生獣の生態を理解し、電気柵等の侵入防止施設を自ら設置できるようにする獣害対策講座等の開講により被害低減技術の習得を図る。受講者が在住する JA 管内の農業者に対し、電気柵を導入する場合に補助する。

農作物獣害防止地域リーダー養成講座 年 2 期開講（実践、レポート要提出）

補助対象経費 侵入防止柵の導入経費（① 1 人での導入：補助率 2/3 以内、② 同一 JA 管内 3 人以上で導入：補助率 3/4 以内）
※ 標記リーダー養成講座の受講生又はサポーター養成講座を受講した JA 営農指導員がいる JA 管内の農業者が対象

お問合せ先 産業労働局農林水産部食料安全課生産環境担当
TEL：03-5000-7213
農業振興事務所振興課 TEL：042-548-4867

詳細は
東京都産業労働局ホームページ
をご参照ください。



25 堆肥の購入や袋詰めをしたい方

事業名 有機質肥料利用促進事業

事業内容 土壌診断を受けた結果、必要となる化学肥料の施肥量の一部を堆肥等の有機物資材で代替する場合や散布機械類及び、堆肥袋詰め機等の購入経費を補助します。

補助対象経費 ① 土壌診断、② 堆肥（ペレット堆肥を含む）、動物の排泄物及び有機質肥料、③ 緑肥の種子
④ 緑肥の栽培及びすき込むための機械類（ハンマーナイフモア、鎮圧用ローラー等）、⑤ 堆肥散布機の導入
⑥ 堆肥の袋詰め機等 ※ 土壌診断のみの利用はできません。

補助率 2/3 以内（ただし①は 10/10、⑥は畜産農家対象）

お問合せ先 産業労働局農林水産部食料安全課生産環境担当 TEL：03-5000-7213
JA 東京中央会 都市農業支援部 TEL：042-528-1375

詳細は
JA 東京中央会ホームページ
をご参照ください。



26 東京都エコ農産物の販売力をアップしたい方

事業名 東京都エコ農産物販売力強化事業（東京都エコ農産物販売拡大支援事業）

事業内容 東京都エコ農産物の販売拠点を都心部に設置します。また、エコ農産物の新規認証生産者及び新規に認証品目を拡大した認証生産者を対象に、新規認証品目の種苗や農薬に頼らない防除資材の導入を支援します。

補助対象 ① 新規認証品目の種苗導入、② 農薬に頼らない防除資材の導入経費の一部を補助

補助率 1/2 以内

お問合せ先 産業労働局農林水産部食料安全課生産環境担当 TEL：03-5000-7213
JA 東京中央会 都市農業支援部 TEL：042-528-1375

27 新東京都 G A P 認証取得にチャレンジしたい方

事業名 新東京都 G A P 推進事業（認証取得・維持に必要な設備等の補助）

事業内容 新東京都 G A P 認証取得の推進及び、認証取得・維持に必要な設備等の経費の一部を支援します。

事業実施主体 新東京都 G A P 認証を取得した農業者、新東京都 G A P 認証取得に向け普及指導員や JA 営農指導員から指導を受けている農業者、東京都 G A P の認証を取得した農業者

補助対象経費 施設の整備、備品等の購入、専門家による助言や指導、分析の実施等
※ 東京都 G A P 認証取得の場合は一部補助対象外の事業項目があります。

補助率 新東京都 G A P 認証取得のためのコンサルタントは無料、
認証取得・維持に必要な設備等の補助は 1/2 以内

お問合せ先 産業労働局農林水産部食料安全課生産環境担当 TEL：03-5000-7213
農業振興事務所振興課 TEL：042-548-5052

詳細は
東京都産業労働局ホームページ
をご参照ください。



お問合せ先

〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号 都庁第一本庁舎 21 階
東京都産業労働局農林水産部農業振興課 電話：03-5320-4831

登録番号：7(8)

リサイクル適性 (A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。